

令和6年1月26日

各 位

千曲商工会議所

会頭 武井 音兵衛

令和6年能登半島地震災害義援金募金へのご協力をお願い

日頃より、当所事業活動に種々ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、1月1日「令和6年能登半島地震」が発生し、能登半島一帯を中心に、人的被害や建物被害などが拡大しております。

当所では、今回の被災地域の1日も早い復旧・復興、被災事業所の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に係る事業に活用するために日本商工会議所を通じて被災地に義援金を贈ることといたしました。

つきましては、被災者や被災商工会議所の支援のため、義援金をお願いしたくご案内申し上げます。

皆様におかれましては、それぞれのお立場でご対応いただいていることとは存じますが、本支援の趣旨にご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 名 称：「令和6年能登半島地震」災害義援金募金
2. 義援金額：1口1万円以上 希望口数とします。
3. 申し受け要領
 - 1) 義援金をご応諾いただく場合は、別紙「能登半島地震義援金振込連絡票」に必要事項をご記入の上2月8日（木）までに、FAX・窓口にてご連絡ください。
 - 2) ご応諾いただいた義援金につきましては、2月15日（木）までに下記指定振り込み先へお振り込みのほどお願いいたします。
※二次以降の義援金のお振り込みについては、改めてご連絡します。
※**ご送金いただく際の振込手数料等は、貴社のご負担にてお願いいたします。ご負担がなく、送金額から振込手数料等が差し引かれて入金された場合は、着金額を募金額とさせていただきます。**
 - 3) 本義援金は、日本商工会議所を通じて、被災した商工会議所ならびに商工会議所連合会に寄贈させていただき、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に必要な費用として活用していただく予定です。

※寄付金税制上、本義援金は「一般寄付金」の取扱いとなります。

○法人の場合の法人税の取扱い

一般寄付金

一般寄附金は、下記の損金算入限度額までが損金に算入されます。

○個人の場合の所得税の取扱い

所得控除はありません

4) 領収書は、義援金をお振り込みいただきます際の控えをもって、代えさせていただきます。

3. 振込機関：●八十二銀行屋代支店

口座番号：(普通預金) 2 4 8 9 9 1

●八十二銀行稻荷山支店

口座番号：(普通預金) 1 6 5 3 9 9

●長野銀行屋代支店

口座番号：(普通預金) 4 0 8 8 7 3 8

●長野信用金庫屋代支店

口座番号：(普通預金) 2 0 1 8 6 9

●長野信用金庫稻荷山支店

口座番号：(普通預金) 1 8 8 7 1 8

●長野県信用組合更埴支店

口座番号：(普通預金) 8 2 1 9 0 5 6

●長野県労働金庫更埴支店

口座番号：(普通預金) 8 8 8 5 7 3 1

4. 口座名義：千曲商工会議所 会頭 武井音兵衛

お問合せ

千曲商工会議所 総務課

TEL 026-272-3223

FAX 026-272-3633

FAX 026-272-3633

千曲商工会議所 あて

令和6年 月 日

「令和6年能登半島地震義援金 振込連絡票」

義援金の趣旨に賛同し、以下のとおり振り込みます。

1. 義援金額 □ 円

(1口1万円以上でお願いいたします。)

2. 貴社名

3. ご住所 〒

4. 代表者役職・お名前

5. ご担当者お名前

6. 電話番号

7. 振込予定日 月 日 ()

※本義援金にご協力いただきました企業様には、当所会報誌「清流」において貴社名をご紹介します。

貴社名の掲載を希望されない場合は、右記にチェックをお入れください。⇒ ☐ 掲載を希望しない。

※ご連絡いただきました情報は、義援金の募金の目的以外には使用いたしません。